

高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度)を策定しました

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で活躍できるまちづくり、介護が必要になっても安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、市介護保険運営協議会や市民の方々からの意見をふまえ、「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

◆介護保険料の改定

65歳以上の高齢者が対象の第1号被保険者の介護保険料は、この計画の介護サービスの見込み量をもとに3年ごとに見直します。平成30年度から平成32年度の第1号被保険者の保険料基準額年額を**61,200円から63,600円に改定**しました。

また、介護給付費のうち第1号被保険者の負担割合が**22%から23%へ変更**されました。

問 高齢者支援課介護保険班 ☎0475(70)0309

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(年額)

保険料段階区分		基準額 ×保険料率	H30~32 年度の 保険料	(参考) H27~29 年度の 保険料
第1段階	生活保護受給者 ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税 ・ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.5 (0.45)	31,800円 (28,620円)	30,600円 (27,540円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当しない 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	120万円以下	基準額×0.65	41,340円
第3段階			120万円超	基準額×0.75
第4段階	本人は市町村民税非課税だが同世帯に課税の方がいる	80万円以下	基準額×0.9	57,240円
第5段階			80万円超	基準額
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額×1.2	76,320円
第7段階		120万円以上200万円未満	基準額×1.3	82,680円
第8段階		200万円以上300万円未満	基準額×1.5	95,400円
第9段階		300万円以上400万円未満	基準額×1.6	101,760円
第10段階		400万円以上600万円未満	基準額×1.7	108,120円
第11段階		600万円以上800万円未満	基準額×1.8	114,480円
第12段階	800万円以上	基準額×1.9	120,840円	116,280円

※第1段階の()内は、公費負担による減額賦課を行った後の保険料率、保険料です。
※介護保険料を特別徴収(年金から納付)で支払っている方は、原則として平成30年10月支給年金から変更後の保険料を適用し徴収します。なお、普通徴収(納付書により納付)で支払っている方は、7月中に納付書等を郵送します。

あいにあふれるまち目指し 第3次地域福祉計画を策定

近年、ライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆の低下が懸念されています。また、少子化や高齢者のひとり暮らし・老老介護の増加等、様々な社会状況の変化により、福祉ニーズも多様化しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、住み続けたいまちにしていきたいためには、行政だけでなく、市民をはじめ、区や自治会、ボランティア団体、事業所等、地域のあらゆる主体がそれぞれの役割を担い、協働・連携していくことが重要です。

地域福祉計画では、これらの取組みを通して、「愛」の育まれた住みよい地域社会を築いていくことを目指していきます。

計画書は、市ホームページに掲載されています。また、各種団体や個人など、多くの皆さんから、道路整備や排水対策、交通安全など、さまざまな要望書や市長への手紙が寄せられています。

「第3期大網白里市特定健康診査等実施計画」および「大網白里市保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定

市国民健康保険では健診・医療データを活用した「第3期特定健康診査等実施計画」および「データヘルス計画」を策定しました。平成30年度からは、これらの計画に基づき、生活習慣病の予防、早期発見および重症化の予防などの取組みを進めます。

市への意見・要望状況を公開

各区や各自治会、または各種団体や個人など、多くの皆さんから、道路整備や排水対策、交通安全など、さまざまな要望書や市長への手紙が寄せられています。

詳細は市ホームページをご覧ください。

問(特定健康診査等実施計画について)

市民課 国保班

☎0475(70)0334

(データヘルス計画について)

健康増進課 健康増進班

☎0475(72)8321

要望書・市長への手紙の内容と件数(平成29年度)

内 容	計
道路整備・道路計画に関すること	25
排水整備に関すること	20
道路安全対策に関すること	17
交通安全対策に関すること	5
防犯に関すること	5
不法投棄、ごみなど環境に関すること	13
下水道に関すること	2
市政・市町村合併に関すること	1
まちづくり全般に関すること	2
福祉行政に関すること	10
産業振興に関すること	13
観光振興に関すること	3
消防防災に関すること	2
公園に関すること	4
公共交通に関すること	8
教育行政に関すること	16
税金に関すること	2
医療に関すること	3
職員に関すること	8
施設に関すること	6
ガス事業に関すること	1
その他	42
合 計	208

軽自動車税納税通知書の発送・減免制度

◆納税通知書を発送します

平成30年度の軽自動車税の納税通知書を5月中旬に発送します。納期限は5月31日(木)です。

◆減免制度のお知らせ
障がいのある方(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)のために使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合、または障がいのある方が利用するために構造変更された軽自動車については、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

は対象とならない場合がありますので、詳細は問い合わせください。

※前年度に減免の対象となっている方も毎年申請する必要があります。

◆減免制度のお知らせ
障がいのある方(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)のために使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合、または障がいのある方が利用するために構造変更された軽自動車については、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

◆要望書
主として、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。

◆市長への手紙
市民の方々が十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。

問 秘書広報課 秘書広報班

☎0475(70)0307